

令和2年度（第1回）新居浜市職員採用候補者登録試験要項

1 受付期間

令和2年5月27日（水曜日）から6月19日（金曜日）までの執務時間中（土・日曜日を除き8時30分から17時15分まで）受け付けます。

なお、郵便の場合は令和2年6月16日（火曜日）までの消印のあるものに限り、受け付けます。

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験は、次の試験区分ごとに行いますが、このうち希望するいずれか一つについてのみ受験できます。

試験区分	採用予定人員	職務内容	
一般事務A（上級）	10人程度	本庁又は出先機関に勤務し、一般事務に従事します。	
一般事務B（上級）			
一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）	若干名		
土木技術	（上級）	本庁又は出先機関に勤務し、技術的業務に従事します。	
	（中級）		若干名
	（職務経験者）		若干名
電気技術	（上級）		若干名
	（中級）		
建築技術	（上級）		若干名
	（職務経験者）	若干名	
機械技術	（上級）	若干名	
	（中級）		
消防士（上級）	4人程度	消防業務に従事します。	
消防士（上級中級）	若干名	救急救命業務及び消防業務に従事します。	
保健師	（上級中級）	本庁又は出先機関に勤務し、保健師業務に従事します。	
	（職務経験者）		若干名
保育士・幼稚園教諭（中級）	3人程度	保育園等に勤務し、保育士業務に従事し、又は幼稚園に勤務し、幼児教育業務に従事します。	
保育士（職務経験者）	若干名	保育園等に勤務し、保育士業務に従事します。	

注1 一般事務A（上級）、一般事務B（上級）、一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）は、いずれかの選択になります。

注2 採用予定人員については、今後の事業計画等により変更することがあります。

3 受験資格

- (1) 全ての職種において男女は問いません。
- (2) 日本国籍を有しない人も受験できます（ただし、消防士は除きます）。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれにも該当しない者
（11参考 地方公務員法抜粋を参照）
- (4) 新居浜市に居住する者又は採用後市内に居住可能な者で、次表に該当する者

試験区分	学 歴 等	年 齢
一般事務A（上級）	学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者	平成3年4月2日以降に生まれた者
一般事務B（上級）		
一般事務（上級） （魅力あるパーソナリティ枠）	学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者（令和3年3月に卒業見込みを含む。）で、スポーツ、文化芸術、学術、国際貢献活動において実績・成果を収め、実績・成果に至るまでの過程において培われた挑戦する意欲や能力を市政で発揮できる者	昭和60年4月2日以降に生まれた者
土木技術（上級）	学校教育法による4年制大学（大学院）において、試験区分に係る関係学科を専攻し卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者	平成3年4月2日以降に生まれた者
電気技術（上級）		
建築技術（上級）		
機械技術（上級）		
土木技術（中級）	学校教育法による高等専門学校、短期大学又は専修学校（専門学校）において、試験区分に係る関係学科を専攻し卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者（学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者を除く。）	平成3年4月2日以降に生まれた者
電気技術（中級）		
機械技術（中級）		
土木技術 （職務経験者）	1級土木施工管理技士の資格を有する者で、土木工学関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和3年3月31日までに3年に達する場合を含む。）	昭和51年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた者
建築技術 （職務経験者）	1級建築士の資格を有する者で、建築工学関係の職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和3年3月31日までに3年に達する場合を含む。）	昭和51年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた者
消防士（上級）	日本国籍を有し、①から④までの要件を満たす者 ①学校教育法による4年制大学（大学院）を卒業した者又は令和3年3月に卒業見込みの者 ②視力が両眼で0.7以上（矯正含む。）で、か	平成7年4月2日以降に生まれた者

	つ、一眼でそれぞれ0.3以上（矯正含む。）の者 ③聴力が左右正常である者 ④準中型免許取得者（車両総重量7.5tに限る。）又は令和3年度中に取得できる者	
消防士（上級中級）	日本国籍を有し、消防士（上級）の②から④までの要件を満たす者で、救急救命士の資格を有する者又は令和3年3月免許を取得する見込みの者	平成7年4月2日以降に生まれた者
保健師（上級中級）	保健師の免許を有する者又は令和3年3月免許を取得する見込みの者	平成3年4月2日以降に生まれた者
保健師 （職務経験者）	保健師の免許を有する者で保健師又は看護師としての職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和3年3月31日までに3年に達する場合を含む。）	昭和51年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた者
保育士・幼稚園教諭 （中級）	保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を有する者又は令和3年3月保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を取得する見込みの者	平成3年4月2日以降に生まれた者
保育士 （職務経験者）	保育士資格を有する者で保育士としての職務経験が直近6年中3年以上ある者（令和3年3月31日までに3年に達する場合を含む。）	昭和51年4月2日から平成3年4月1日までの間に生まれた者

注1 上級における大学卒業（卒業見込みを含む。）の者には、高等専門学校専攻科卒業（卒業見込みを含む。）かつ学士の学位取得（取得見込みを含む。）者を含みます。

注2 一般事務A（上級）と一般事務B（上級）は第1次試験が異なります。第2次試験以降は、同じ試験区分とみなし試験を実施します。

注3 職務経験について

- ① 職務経験の対象となる雇用形態は、原則として正社員（正職員）としますが、正社員（正職員）以外の雇用形態であっても、一事業所において、概ね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業している場合に限り、正社員（正職員）の職務経験とみなします。
- ② 複数の事業所にわたっている場合は、概ね週30時間以上の勤務時間で1年以上継続して就業勤務していた期間を通算することができます。
- ③ 休業等（病気休暇、休職、育児休業、介護休業等）で実際に業務に従事しなかった期間が1か月以上ある場合は、就業規則等で認められたものであっても、その全期間は職務経験の期間から除きます。
- ④ 最終試験合格決定後、職務経験年数を確認するため、職歴証明書を提出していただきます（証明書の取得が困難な場合は、申込前に人事課まで御相談ください。証明書が取れない場合は採用されませんので注意してください。）。
- ⑤ 「直近6年」とは、平成27年4月1日から令和3年3月31日までです。「直近

6年」の期間外の職務経験は、受験資格の職務経験に該当しません。

注4 魅力あるパーソナリティ枠における実績・成果及び能力について

- ① スポーツ、文化芸術、学術の実績・成果とは、高校在学時以降に全国大会以上のレベルの大会での出場が必要です。スポーツの全国大会とは、国体、インターカレッジ、インターハイ等、県・四国予選会等を経て、日本体育協会加盟の競技団体が主催・共催する大会等とします。文化芸術・学術の全国大会とは、日本美術展覧会、全日本吹奏楽コンクール、全国高等学校総合文化祭等の全国規模のコンクールや展覧会等とします。
- ② 国際貢献とは、JICA（独立行政法人国際協力機構）、NPO法人等を通じた国際ボランティアなどの国際貢献活動に海外で従事した経験が、平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に、通算2年以上あることとします（留学や研修期間を除く。）。
- ③ 申込の際に、実績調査票及び実績・成果を収めたことを証明できる書面（新聞・雑誌等掲載記事、賞状、証明書等の写し）を提出していただきます。
- ④ 能力とは、スポーツ、文化芸術、学術、国際貢献活動の専門的・技術的な知識、能力ではなく、前向きな精神・物事を成し遂げる力などのことです。

4 試験の方法

(1) 第1次試験

ア 公務員として必要な一般知識・知能及び各試験区分に応じて必要な専門的知識について、筆記試験を行います。

(ア) 試験科目、出題分野などは、別紙1及び別紙2を参照してください。

(イ) 一般事務B（上級）、一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）、土木技術（上級）（中級）（職務経験者）、電気技術（上級）（中級）、建築技術（上級）（職務経験者）、機械技術（上級）（中級）、保健師（職務経験者）及び保育士（職務経験者）については、職務遂行に必要な一般教養及び事務能力について試験を行います（社会人全般に求められる基本的な資質をみる試験です。いわゆる「公務員試験対策」は必要ありません。）。

(ウ) 一般事務B（上級）、一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）、土木技術（職務経験者）、建築技術（職務経験者）消防士（上級）、消防士（上級中級）、保健師（職務経験者）及び保育士（職務経験者）については、専門的知識の筆記試験は行いません。

(エ) 保育士・幼稚園教諭（中級）を受験しようとする方で、令和元年度新居浜市職員採用候補者登録試験において同試験区分の第1次試験に合格し、1日以上任期を定め令和2年4月1日から同年6月19日までの間に新居浜市会計年度任用職員（保育士）として任用され勤務した方は、筆記試験を免除します（該当する場合であっても試験の申込を行ってください。また、パーソナリティ検査等は行います。）。

イ 自己アピール書 全ての試験区分について行います。

ウ パーソナリティ検査 全ての試験区分について行います。

- エ 消防適性検査 消防士のみ
- (2) 第2次試験(8月上旬 実施予定)
 - ア 作文試験
 - イ 口述試験 面接試験、集団討論又はプレゼンテーション試験など
 - ウ 体力テスト 消防士のみ
 - エ 実技試験 保育士・幼稚園教諭のみ
- (3) 第3次試験(9月中旬 実施予定)
 - 口述試験 面接試験など

5 試験の日時、場所及び合格発表

区 分	日 時	場 所	合 格 発 表
第1次試験	令和2年7月12日(日) 9時30分～16時30分 (試験区分によっては終了時間が早くなる場合があります。別紙1参照)	新居浜市 市民文化 センター (別館)	令和2年7月下旬に庁舎及び各支所掲示板に掲示するほか、受験者全員に通知します。 また、新居浜市ホームページにも掲載します。
第2次試験 第3次試験	第1次試験又は第2次試験に合格した方に通知します。		

第1次試験の結果(本人の点数、順位、合格者の最低点)をお知らせすることができます。希望される方は、申込書の該当欄に記入してください。

ただし、第1次試験合格者は除きます。

また、一般事務A(上級)及び一般事務B(上級)の第1次試験の合否判定に際して、各種スポーツ、文化芸術及び学術において秀でた成績をあげた経歴等(全国規模で行われる大会、日本選手権、国民体育大会、大学選手権若しくはそれに準じる大会の出場経験、又はこれらに類するもの)を考慮しますので、申込書に詳細な内容を記載してください。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、新居浜市職員採用候補者として、試験区分ごとに作成する「採用候補者名簿」に記載し、原則として職員に欠員が生じた場合、成績順に採用します。
この名簿の有効期間は、原則として令和3年4月1日から令和4年3月31日までとします。
- (2) 所定の時期までに卒業しなかった場合又は資格若しくは免許を取得しなかった場合は、採用されません。
- (3) 日本国籍を有しない者で、採用日において、法令により永住を認められていない者は、採用されません。

7 給 与

初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、原則として次のとおり支給され、このほか該当者に対しては、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

上級（22歳） 182,200円 程度

中級（20歳） 163,100円 程度

なお、職務経験者の初任給は、新居浜市職員の給与に関する条例等の規定により、基準学歴や経験年数などにより決定されます。

8 受験手続

(1) 申込用紙の請求 …… 令和2年5月25日（月曜日）からお渡しします。

申込用紙は、総務部人事課、上部支所、川東支所又は別子山支所の窓口に請求してください。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「試験申込用紙請求」と朱書し、宛先を明記して94円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

また、新居浜市ホームページから申込書、受験票及び実績調査票を印刷することができます。申込書、実績調査票は、A4サイズで両面印刷してください。受験票は、切り取って提出してください。なお、拡大・縮小印刷は、行わないでください。

(2) 申込手続

ア 申込書及び受験票には、必要な事項を記入（パソコン入力不可）し、最近6か月以内に撮影した写真（上半身、脱帽、正面向き、縦4.5cm、横3.5cm）を貼って、総務部人事課へ提出してください。

一般事務（上級）（魅力あるパーソナリティ枠）の申込は、上記のほか実績調査票及び実績・成果を収めたことを証明できる書面の提出も必要です。

なお、郵便により申し込む場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書し、宛先を明記して84円切手を貼った返信用封筒（235mm×120mm=長3）を必ず同封してください。

イ 申込書の受付と同時に受験票を交付しますが、この受験票は、試験当日に持参してください（郵便により申し込まれた場合、受験票が試験日の2週間前（令和2年6月28日（日））までに届かないときは、必ず人事課まで連絡をしてください。）。

9 受験手続の問合せ先

新居浜市 総務部人事課 〒792-8585 新居浜市一宮町一丁目5番1号

TEL 0897-65-1213

新居浜市ホームページ <http://www.city.niihama.lg.jp/site/saiyou/>

10 日本国籍を有しない方の採用後の配置等

日本国籍を有しない方の採用後の配置、異動、昇任昇格については、「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」に携わる公務員となるためには日本国籍が必要であるという「公務員に関する基本原則」を踏まえ、次の各号に該当しない範囲で行われます。

(1) 公権力の行使に該当する職務

(例) 税等の賦課・徴収、生活保護の決定、土地収用、立入検査、道路等に関する許可・制限、建築行為の許可、違反建築物の除去・使用禁止命令 など

(2) 公の意思の形成への参画に携わる職

具体的には、専決権を有する、原則としてラインの課長級以上の職が該当します。

11 参 考 (地方公務員法一抜粋)

(欠格条項)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者

(4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験者のみなさんへ

(注 意 事 項)

- 1 試験当日は、受験票、筆記用具（HB又はBの鉛筆、消しゴム）を持参してください。
 - 2 試験当日は、試験会場への車の乗り入れは御遠慮ください。
 - 3 新居浜市市民文化センター（別館）は建物内全面禁煙になっておりますので、喫煙は建物外で行い、自分の責任において吸殻の後片付けをしてください。
 - 4 昼食は各自で準備してください。
- ※ 試験開始時間に間に合わなかった場合、原則として受験を認めておりませんので、余裕をもって試験会場にお越しください。
- 特に、遠方から受験される皆様には、天候や交通機関の運行状況にご注意いただき、事前に試験会場近郊に宿泊されることなどもお勧めします。
- ※ 台風等の災害及び今後の新型コロナウイルス感染症の状況により、やむを得ず試験日程等の変更をする場合は、新居浜市のホームページでお知らせします。